

令和3年12月28日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の無料検査の実施について

感染性・伝播性の高さなどを踏まえ、非常に速い速度で感染拡大が生じる恐れがあるオミクロン株について、東京都での市中感染が確認されており、不安に感じる方も多いと考えています。

そこで、県では、この状況を踏まえ、令和3年11月25日以降の県における対策の内容を継続することに加え、12月28日から令和4年1月31日までの期間、感染に不安を感じる無症状の県民の皆様が希望する場合に、無料で検査を受けることができるようになりました。

趣旨をご理解の上、幅広い方がこの検査を受けられるよう、節度をもった利用をお願いします。

○ 感染リスク等が高い環境にある等の理由により感染している可能性に不安を抱える方、又は、あらかじめ感染不安を解消しておきたい事情がある方が、希望する場合、検査を無料で受けることができます。

- この検査を希望される場合、ワクチン接種の有無に関わらず、県に登録した薬局、検査機関等において検査が受けられます。なお、これは新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、知事の要請として扱われます。

検査実施拠点一覧は、千葉県ホームページに掲載しています。

「千葉県新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査無料化事業」

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/pcrmuryouka.html>

- 区域は県内全域、期間は令和3年12月28日から令和4年1月31日までです。ただし、感染拡大に伴い、医療機関などで行う症状のある方の検査を優先すべき状況になったとき等は、変更または中止することがあります。
- 本事業の対象は、無症状の方です。軽度の発熱、倦怠感など、少しでも体調が悪い方は、医療機関の受診をお願いします。
- 本事業の検査結果は、新型コロナの患者であるかどうかの確定診断を示すものではありません。また、検査で陰性となった場合も、感染している可能性が否定されたわけではありません。引き続き、基本的な感染予防策の徹底をお願いします。
- 検査で陽性となった場合は、必ず速やかに医療機関を受診してください。検査拠点から保健所や医療機関に検査結果を連絡をすることなく、医療機関を受診しない限り、治療が開始されません。
- 検査の際は、今後の対策の参考とするため、アンケートに御協力をお願いします。